

船舶事故調査報告書

平成30年6月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年4月3日 06時37分ごろ
発生場所	愛媛県法花津湾 伊予水越島灯台から真方位072° 1.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 18.9′ 東経132° 30.9′）
事故の概要	漁船第3水野丸は、投網作業中、船長がネットローラーに巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	平成30年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3水野丸、4.6トン EH3-82895（漁船登録番号）、個人所有 9.88m（Lr）×3.14m×0.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、昭和60年4月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月6日 免許証交付日 平成27年5月18日 （平成33年4月29日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、僚船（以下「B船」という。）と2隻で構成される2そう引き漁船で、船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、B船に本件船長の親族である船長（以下「船長B」という。）が1人で乗り組み、ちりめん漁を行う目的で、平成30年4月3日06時10分ごろB船と共に愛媛県宇和島市玉津港（法花津地区）を出航して魚群探索を行いながら航行した。 本件船長は、引き綱（以下「本件ロープ」という。）の繰出す長さを決め、06時30分ごろ本船のネットローラーに巻かれていた綱を

	<p>投下した。</p> <p>B船は、左舷方の本船と共に約1～2ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、本件ロープを繰り出しながら航行した。</p> <p>船長Bは、06時37分ごろ、ドンという音が聞こえたので、本船の方向を見ると本件船長の姿を確認することができず、ネットローラーの上方から本件船長が履いていた長靴のようなものが見え、異変に気付いた。</p> <p>船長Bは、B船を本船に接舷させて移乗し、ネットローラーの巻取り部に本件ロープと共に巻き込まれて意識がない本件船長を認め、本船の主機を中立運転とし、ネットローラーに巻き付いた本件ロープを解いて本件船長を甲板上に降ろし、06時39分ごろ携帯電話で家族に連絡を行い、119番通報を依頼したのち、付近で操業中の別の僚船の船長に携帯電話で連絡し、助けを求めた。</p> <p>僚船の船長は、船長Bと一緒に本件船長を僚船に移乗させたのち、僚船で玉津港(法花津地区)に運んだ。</p> <p>本件船長は、救急車で病院に搬送されたが、医師により、死亡が確認され、死因は、胸部を圧迫されたことによる窒息と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船のネットローラー、写真2 本件ロープ 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のネットローラーは、本船の建造時に中古で購入したものを設備したもので、巻取り部の横幅が約1.7mで、本事故当時、直径が約15mmで全長が約150mある化学繊維製の本件ロープのうち約100mが繰り出されており、巻取り部には約50mのロープが巻かれた状態であった。</p> <p>船長Bは、異変を感じて本船に移乗した際、本船の主機が極微速力前進の状態となっているのを認めた。</p> <p>船長Bは、本件船長が絡まったか繰り出しすぎた本件ロープを巻き取る必要があつて、ネットローラーの操作レバーを巻取り側に操作し、本件ロープと共に巻き込まれたものと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本件船長が本船のネットローラーに巻き込まれていた状態から、ネットローラーが巻取り方向に回転したのと思った。</p> <p>船長Bは、本船のネットローラーの操作レバーの調子が悪く、回転数を調整するのが難しかったので、何らかの不具合が生じたかも知れないと本事故後に思った。</p> <p>本件船長は、持病があり、薬を服用しており、また、十数年前から右足が不自由で、時々転倒することがあった。</p> <p>船長Bは、出航する際、本件船長の健康状態に異常がないように見えた。</p> <p>船長Bは、本件船長と共にほぼ毎日操業を行っていたが、本件船長が高齢なうえ右足が不自由だったので、そろそろ操業に出るのを止め</p>

	<p>ようと話をしていたが、なかなか聞き入れてもらえず、もう1人雇って2人でネットローラーによる投網作業をしていれば異常時に停止できたものと本事故後に思った。</p> <p>本件船長は、作業着の上下にチョッキ及び長靴を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 あり なし</p> <p>本件船長の死因は、窒息であった。</p> <p>本船は、法花津湾において、B船と共に約1～2knの速力で、本件ロープを繰り出しながら投網作業中、本件船長が、ネットローラーの操作レバーを巻取り側に操作し、ネットローラーの巻取り部に本件ロープと共に巻き込まれたことから、死亡するに至ったものと考えられるが、本件船長がネットローラーに巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、法花津湾において、本船がB船と共に約1～2knの速力で、本件ロープを繰り出しながら投網作業中、本件船長が、ネットローラーの操作レバーを巻取り側に操作し、ネットローラーの巻取り部に本件ロープと共に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットローラーによる操出し作業中に巻取りが必要となった際、巻取り部に巻き込まれるおそれがあることから、十分に注意しながら作業を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

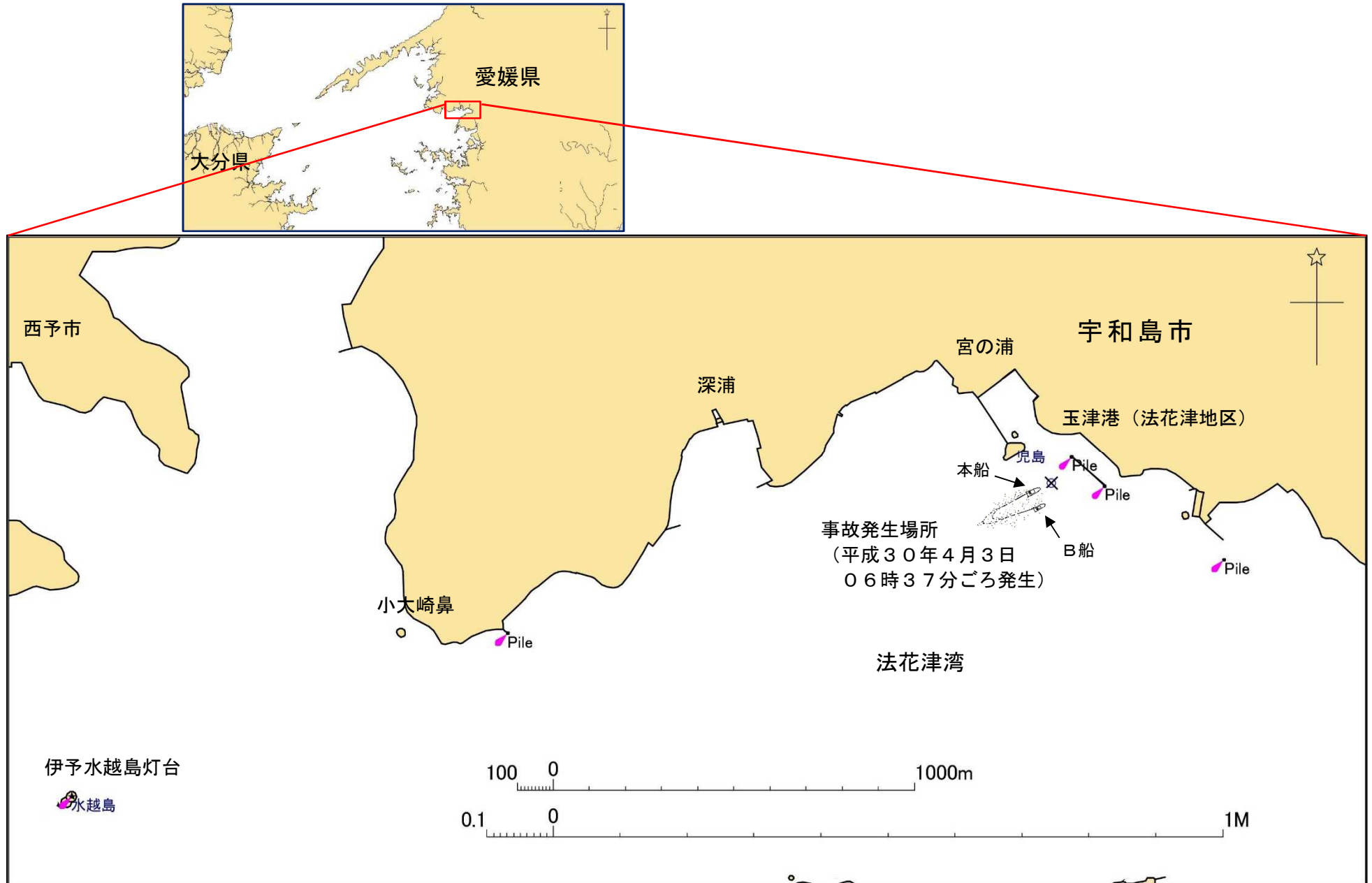


写真1 本船のネットローラー

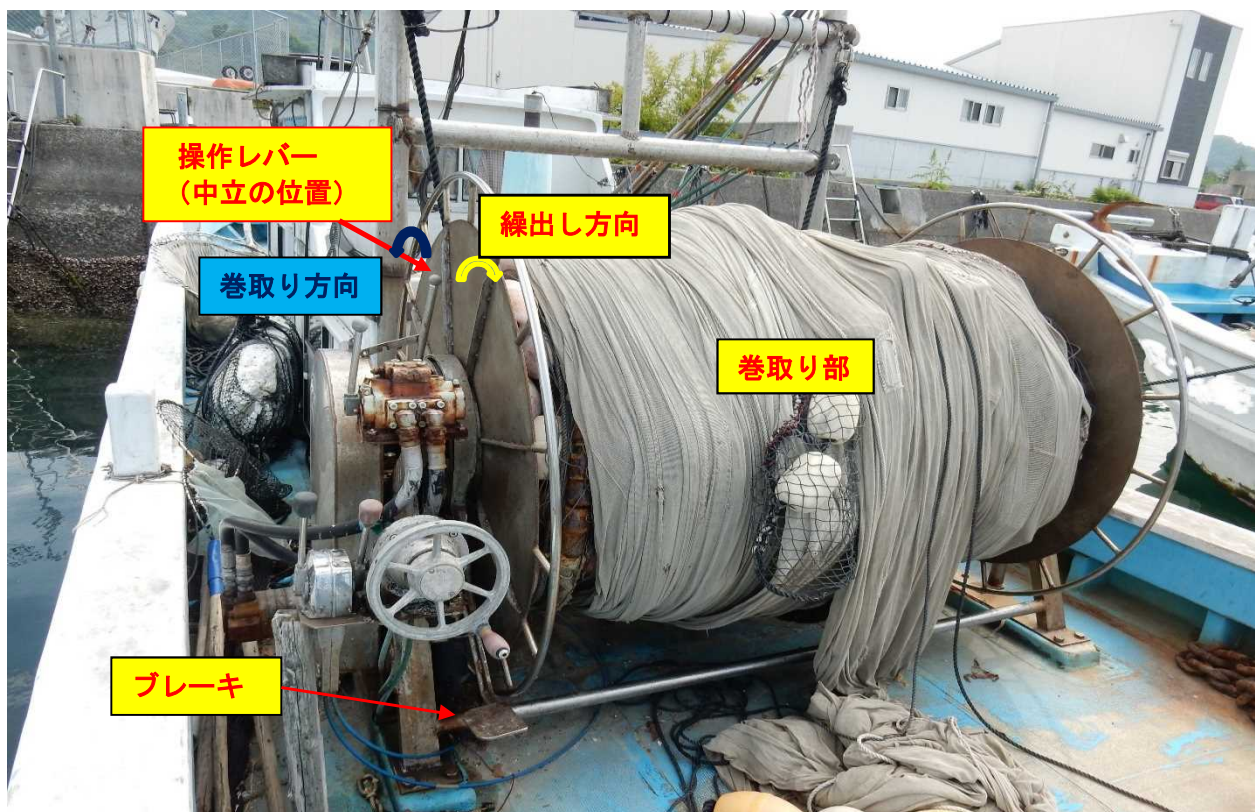


写真2 本件ロープ

